

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	収滞納業務に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、収滞納業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

八千代市長

## 公表日

令和4年11月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	収滞納業務に関する事務
②事務の概要	地方税法, その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき, 個人住民税, 法人市民税, 固定資産税・都市計画税, 軽自動車税, 市たばこ税, 入湯税等の市税についての収納管理・滞納管理事務を行っている。また, 住民からの申請に基づき, 納税証明書の発行を行っている。 情報提供ネットワークシステムを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等事務
③システムの名称	基幹情報システム(総合収納管理システム, 総合滞納管理システム, 個人住民税システム, 軽自動車税システム), 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル, 滞納情報ファイル, 賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第16条 3. 番号法別表第一 項番101
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等事務 ・番号法別表第二 項番121
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 納税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 納税課 047-421-6726

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 5.②所属長	納税課長 深山 信二	納税課長 安原 信尚	事後	所属長が異動した為
平成29年7月13日	I 7.請求先	八千代市役所 情報管理課 情報公開室	八千代市役所 法務課 情報公開班	事後	組織改正の為
平成29年7月13日	II 1.対家人数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	最新の時点で見直した為
平成29年7月13日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年10月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	最新の時点で見直した為
平成29年7月13日	I 1③システムの名称	基幹情報システム(総合収納管理システム、総合滞納管理システム、個人住民税システム、軽自動車税システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	基幹情報システム(総合収納管理システム、総合滞納管理システム、個人住民税システム、軽自動車税システム)	事後	見直した為
平成30年5月30日	I 1.②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、個人住民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税等の市税についての収納管理・滞納管理事務を行っている。また、住民からの申請に基づき、納税証明書の発行を行っている。  八千代市では、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①市税の収納管理 ②督促、地方税法に基づく調査、滞納管理 ③納税証明書の発行	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、個人住民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税等の市税についての収納管理・滞納管理事務を行っている。また、住民からの申請に基づき、納税証明書の発行を行っている。	事後	見直した為
平成30年5月30日	I 5.②所属長	納税課長 安原 信尚	納税課長 萩原 潤	事後	所属長が異動した為
平成30年5月30日	II 1.対家人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	最新の時点で見直した為
平成30年5月30日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	最新の時点で見直した為
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	納税課長 萩原 潤	課長	事後	様式の変更の為
令和1年6月24日	II 1.対家人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	最新の時点で見直した為
令和1年6月24日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	最新の時点で見直した為
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	様式の変更の為
令和2年7月17日	II 1.対家人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	最新の時点で見直した為
令和2年7月17日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	最新の時点で見直した為
令和3年11月25日	II 1.対家人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	最新の時点で見直した為
令和3年11月25日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	最新の時点で見直した為
令和3年11月25日	8. 監査	自己点検	自己点検・内部監査	事後	最新の時点で見直した為
令和3年11月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713	事後	請求先電話番号変更
令和3年11月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 納税課 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 納税課 047-421-6703	事後	連絡先電話番号変更
令和4年4月26日	II 1.対家人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	最新の時点で見直した為
令和4年4月26日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	最新の時点で見直した為
令和4年11月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、個人住民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税等の市税についての収納管理・滞納管理事務を行っている。また、住民からの申請に基づき、納税証明書の発行を行っている。	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、個人住民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税等の市税についての収納管理・滞納管理事務を行っている。また、住民からの申請に基づき、納税証明書の発行を行っている。 情報提供ネットワークシステムを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等事務	事前	公金受取口座制度実施のため
令和4年11月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	基幹情報システム(総合収納管理システム、総合滞納管理システム、個人住民税システム、軽自動車税システム)	基幹情報システム(総合収納管理システム、総合滞納管理システム、個人住民税システム、軽自動車税システム)、中間サーバー	事前	公金受取口座制度実施のため
令和4年11月11日	I 関連情報 3. 個人情報の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、別表第一の16の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第16条 3. 番号法別表第一 項番101	事前	公金受取口座制度実施のため
令和4年11月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	公金受取口座制度実施のため
令和4年11月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		情報提供ネットワークシステムを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等事務 ・番号法別表第二 項番121	事前	公金受取口座制度実施のため
令和4年11月11日	6. 情報提供ネットワークへの接続	[○]接続しない(入手)	[ ]接続しない(入手)	事前	公金受取口座制度実施のため
令和4年11月11日	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	公金受取口座制度実施のため